

1. 事故発生の日時 平成29年 7月11日(火) 16時20分頃

2. 事故発生の場所 かつらぎ町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：場内整備工事

工期：平成29年 5月31日～平成29年 8月 8日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

当日は生垣のせん定・収集・小運搬作業を行っていた。

作業が終了し、片付け作業を行っていたところ、作業現場から約500m離れた場所で、体調不良によりうずくまっている被災者を別の作業員が発見。被災者を作業現場近くまで車で搬送し、木陰のある道路脇に被災者を仰向けにし、腹部周りの服をめくり休ませていたが、嘔吐や痙攣の症状が見られたことから、救急車を呼び、病院へ搬送した。

○男性1名死亡 熱中症

6. 事故原因

- ・最高気温が33度、暑さ指数が最高31.5度(31以上：危険)と熱中症が起りやすい気象状況下での作業であった。
- ・現場代理人は熱中症が起りやすい気象状況下での作業であると感覚的に認識した上で、スポーツドリンクの配布を行い水分・塩分の摂取を促すとともに(各自お茶等を持参)、現場作業の巡回を行っていたが、作業員各々の水分・塩分の摂取状況及び、体調については個人に任せており、現場代理人は十分に把握していなかった。
- ・現場代理人は、当日の作業員の健康状態について十分に把握していなかった。

7. 改善対策

- ・KY活動を実施し、熱中症の危険性及び対策・緊急時の対応について周知徹底する。
- ・作業開始前の朝礼時に体調チェックリストを用いて各作業員の体調管理を行い、体調が十分でなく作業環境へ順化できない者については、作業時間や作業内容を配慮する。
- ・定量的に熱中症の危険度を把握するため、暑さ指数測定器を現場に配備し、常時現場の気象条件を把握する。また暑さ指数により、休憩時間の頻度を多くし(25度以上では2時間に1回休憩、28度以上では1時間に1回休憩、31度以上では30分に1回休憩)、休憩時には現場代理人が体調チェックリストを用いて作業員の健康状態とスポーツドリンク等の摂取状況を確認するとともに、スポーツドリンク等の摂取を指導し、作業員の体調の状況により、作業時間や作業内容を配慮する。
- ・日よけとなり風通しのよい休憩所を設置し、扇風機、クーラーボックス(冷たいスポーツドリンク、おしぼり等)を常備する。
- ・緊急時の対策として熱中症対策キット(経口補水液、瞬間冷却パック、体温計、熱中症応急処置マニュアル等)を配備する。